



発行 東京都

目次

84

規程(交)

○東京都交通局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程……………一

○東京都交通局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程……………二

○東京都交通局職員住宅規程の一部を改正する規程……………三

規程(水)

○東京都水道局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程……………四

○東京都水道局職員住宅の管理等に関する規程の一部を改正する規程……………五

規程(下水)

○東京都下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程……………六

○東京都下水道局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程……………七

規程(交)

●交通局規程第六十四号

東京都交通局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年十月十七日

東京都交通局長 武市 玲子

東京都交通局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

東京都交通局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程(平成七年交通局規程第十四号)の一部を次のように改正する。

第九条の二第二項中「同じ。」の下に「又は東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例(平成三十年東京都条例第九十三号)第七条の二第二項の証明若しくは同条第一項の東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると知事が認めた地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップ関係の相手方であって、同居し、かつ、生計を一にしているもの(以下単に「パートナーシップ関係の相手方」という。)を加え、同条第二項及び第六項第四号中「配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加え、同条第十項中「、配偶者」の下に「若しくはパートナーシップ関係の相手方」を、「含む。以下同じ。」の下に「又は東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例(平成三十年東京都条例第九十三号)第七条の二第二項の証明若しくは同条第一項の東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると知事が認めた地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップ関係の相手方であって、同居し、かつ、生計を一にしているもの(以下単に「パートナーシップ関係の相手方」という。)を加え、「親族関係が消滅した」を「関係が配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方又は二親等内の親族でなくなった」に改め、「要介護者(当該職員の配偶者)の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加え、「第九項」を「前項」に改める。

第九条の二の第二十項中「親族関係が消滅した」を「関係が配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方又は二親等内の親族でなくなった」に改め、「配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加え、「第九項」を「前項」に改める。

第九条の三第九項中「親族関係が消滅した」を「関係が配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方又は二親等内の親族でなくなった」に改め、「配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加え、「第八項」を「前項」に改める。

第二十条第三項及び第四項中「配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加え、同条第五項中「の母親」を「を育てる当該職員の配偶者又はパートナーシップ関係の相手方」に改める。

第二十二條第一項中「男性」を削り、「配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加え、同条第三項中「配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

第二十二條の二第一項中「男性」を削り、「配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加え、同条第二項本文中「男性」を削り、「職員の配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加え、同項ただし書中「男性」を削り、「その配偶者」の下に「若しくはパートナーシップ関係の相手方」を、「配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加え、同条第四項中「その配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を、「又はその配偶者」の下に「若しくはパートナーシップ関係の相手方」を加える。

第二十二條の三第一項中「配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

第二十四條第一項中「とき」を「場合又は東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例第七条の二第二項の証明若しくは同条第一項の東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると知事が認めた地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップ関係にある者と、同居し、かつ、生計を一にすることとなる場合（以下この条において「パートナーシップ関係となる場合」という。）に、「親族」を「関係者（別表第四に掲げる者に限る。以下同じ。）」に改め、同条第二項第一号中「場合」の下に「又はパートナーシップ関係となる場合」を加え、同項第二号中「親族（別表第四に掲げる親族に限る。）」を「関係者」に改める。

別表第四中

配偶者	親族の範囲
-----	-------

を

関係者	配偶者又はパートナーシップ関係の相手方
-----	---------------------

に、

父母の配偶者又は配偶者の父母	子の配偶者又は配偶者の子
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹
おじ又はおばの配偶者	

を

父母の配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方又は配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方の父母	子の配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方又は配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方の子
祖父母の配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方又は配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方の祖父母	兄弟姉妹の配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方又は配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方の兄弟姉妹
おじ又はおばの配偶者又はパートナーシップ関係の相手方	

に改める。

附 則

この規程は、令和四年十一月一日から施行する。

●交通局規程第六十五号

東京都交通局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年十月十七日

東京都交通局長 武 市 玲 子

東京都交通局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

東京都交通局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成二十七年交通局規程第七号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項中「配偶者」の下に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）若しくは規程第九条の二第一項に規定するパートナーシップ関係の相手方」を加える。

附則

この規程は、令和四年十一月一日から施行する。

●交通局規程第六十六号

東京都交通局職員住宅規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年十月十七日

東京都交通局長 武市 玲子

東京都交通局職員住宅規程の一部を改正する規程

東京都交通局職員住宅規程（昭和五十三年交通局規程第六十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第三条第三項の」を「第三条第三項各号に掲げる」に改め、「並びに同法第二十八条の四第一項及び第二十八条の六第一項の規定により採用された職員」を削る。

第二条中「寮とは、職員及び主としてその収入により生計を維持する親族を居住させるため、交通局長が設置した別表（一）に定める居住用の建物及びこれに付帯する施設をいう」を、「次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる」に改め、同条に次の各号を加える。

一 寮 職員及び同居者を居住させるため、交通局長が設置した別表（一）に定める居住用の建物及びこれに付帯する施設をいう。

二 同居者 職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又は東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成三十年東京都条例第九十三号）第七条の二第二

項の証明若しくは同条第一項の東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると知事が認めた地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップ関係の相手方であつて、同居し、かつ、生計を一にしているもの（以下単に「パートナーシップ関係の相手方」という。）及び職員又は当該配偶者若しくは当該パートナーシップ関係の相手方の収入により生計を維持する配偶者以外の親族をいう。

第二十四条第二号中「親族」を「同居者」に改める。

第二十八条中「と同居していた親族」を「に係る同居者」に改める。

附則に次の一項を加える。

4 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項又は第二項の規定により採用された職員に対する第一条の規定の適用については、令和十四年三月三十一日までの間、同条中「特別職」とあるのは、「特別職及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項又は第二項の規定により採用された職員」とする。

附則

この規程は、令和四年十一月一日から施行する。ただし、第一条の改正規定（「並びに同法第二十八条の四第一項及び第二十八条の六第一項の規定により採用された職員」を削る部分に限る。）及び附則に一項を加える改正規定は、令和五年四月一日から施行する。

規程（水）

●東京都水道局管理規程第三十九号

東京都水道局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年十月十七日

東京都水道局長 古谷 ひろみ

東京都水道局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

東京都水道局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成七年東京都水道局管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

第十一条の二第一項中「以下同じ。」の下に「又は東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成三十年東京都条例第九十三号）第七条の二第二項の証明若しくは同条第一項の東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度である」と知事が認めた地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップ関係の相手方であつて、同居し、かつ、生計を一にしているもの（以下単に「パートナーシップ関係の相手方」という。）を加え、同条第二項及び同条第六項第四号中「配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加え、同条第十項中「配偶者」の下に「若しくはパートナーシップ関係の相手方」を、「含む。以下同じ。」の下に「又は東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成三十年東京都条例第九十三号）第七条の二第二項の証明若しくは同条第一項の東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度である」と知事が認めた地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップ関係の相手方であつて、同居し、かつ、生計を一にしているもの（以下単に「パートナーシップ関係の相手方」という。）を加え、「親族関係が消滅した」を「関係が配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方又は二親等内の親族でなくなった」に改め、「（当該職員の配偶者）」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

第十一条の二の二第十項及び第十一条の三第九項中「親族関係が消滅した」を「関係が配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方又は二親等内の親族でなくなった」に改め、「の配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

第二十五条第三項中「の母親」を「を育てる当該職員の配偶者又はパートナーシップ関係の相手方」に改め、同条第四項及び同条第五項中「配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

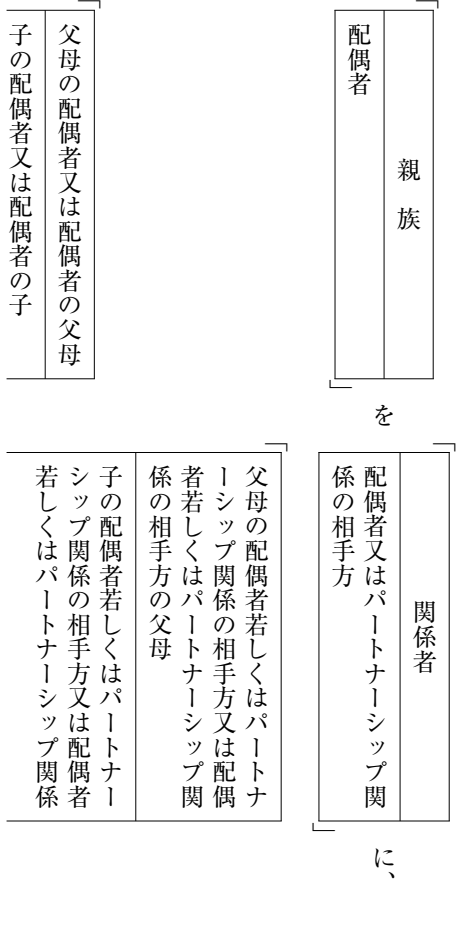
第二十六条第一項中「男性」を削り、「配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加え、同条第三項中「配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

第二十六条の二第一項中「男性」を削り、「配偶者」の下に「又はパートナーシップ

関係の相手方」を加え、同条第二項本文中「男性」を削り、「配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加え、同項ただし書中「男性」を削り、「その配偶者」の下に「若しくはパートナーシップ関係の相手方」を、「配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加え、同条第四項本文中「配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加え、同項ただし書中「配偶者」の下に「若しくはパートナーシップ関係の相手方」を加える。

第二十八条第一項中「する場合」の下に「又は東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例第七条の二第二項の証明若しくは同条第一項の東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度である」と知事が認めた地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップ関係にある者と、同居し、かつ、生計を一にすることとなる場合（以下この条において「パートナーシップ関係となる場合」という。）を加え、「親族」を「関係者（別表第三に掲げる者に限る。以下同じ。）」に改め、同条第二項第一号中「場合」の下に「又はパートナーシップ関係となる場合」を加え、同項第二号中「親族（別表第三に掲げる親族に限る。）」を「関係者」に改める。

別表第三中



祖父母の配偶者又は配偶者の祖父	を	の相手方の子
父母		
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	を	の相手方の祖父
おじ又はおばの配偶者		

祖父母の配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方又は配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方の祖父	を	の相手方の子
兄弟姉妹の配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方又は配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方の兄弟姉妹		
おじ又はおばの配偶者又はパートナーシップ関係の相手方	を	の相手方の祖父
おじ又はおばの配偶者又はパートナーシップ関係の相手方		

に改める。

別記第一号様式の二中「配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

別記第一号様式の三中「配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加え、「親族関係が消滅した」と「関係が配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方又は二親等内の親族でなくなった」に改め、「消滅の」を削る。

別記第五号様式中「親族関係に変更があった」と「関係が配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方又は二親等内の親族でなくなった」に改める。

附 則

1 この規程は、令和四年十一月一日から施行する。

2 この規程の施行の際、この規程による改正前の東京都水道局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程別記第一号様式の二、第一号様式の三及び第五号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

●東京都水道局管理規程第四十号

東京都水道局職員住宅の管理等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年十月十七日

東京都水道局長 古 谷 ひろみ

東京都水道局職員住宅の管理等に関する規程の一部を改正する規程

東京都水道局職員住宅の管理等に関する規程（昭和三十八年東京都水道局管理規程第十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「親族」を「同居者」に改め、同条第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 この規程において「同居者」とは、親族、婚姻の予約者（ただし、婚姻の予約者については、第七条による入居の申請をした日から三月以内に婚姻の届出をすることができるものに限る。）又は、東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成三十年東京都条例第九十三号）第七条の第二項の証明若しくは同条第一項の東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると知事が認められた地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップ関係の相手方であつて、同居し、かつ、生計を一にしているものをいう。

第六条第二号中「同居する親族又は婚姻の予約者（以下「同居者」という。ただし、婚姻の予約者については、次条による入居の申請をした日から三月以内に婚姻の届出をすることができるものに限る。）」を「同居者」に改め、同条第三号中「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項、第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項若しくは第二項」に改め、「以下「新規採用職員」という。」を削る。

第十八条第二号中「親族」を「同居者」に改める。
付則に次の一項を加える。

4 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項又は第二項の規定により採用された職員に対する第六条第三号の規定の適用については、令和十四年三月三十一日までの間、同号中「新たに採用された職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項、第二十二条の五第一項若しくは第二項の規定により採用された者、人事交流等により引き続き採用された職員又は特に局長が定める者を除く。）」とあるのは、「新たに採用された職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項、第二十二条の五第一項若しくは第二項及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法

律第六十三号) 附則第四条第一項又は第二項の規定により採用された者、人事交流等により引き続き職員となつた者又は特に局長が定める者を除く。)とする。

別記様式第三号中「~~配偶者~~」を「~~配偶者~~」に改める。

別記様式第六号中「~~配偶者~~」を「~~配偶者~~」に改める。

附則

- この規程は、令和四年十一月一日から施行する。ただし、第六条第三号の改正規定及び付則に一項を加える改正規定は、令和五年四月一日から施行する。
- この規程の施行の際、この規程による改正前の東京都水道局職員住宅の管理等に關する規程別記様式第三号及び様式第六号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

規程(下水)

●東京都下水道局管理規程第三十八号

東京都下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年十月十七日

東京都下水道局長 奥山 宏 二

東京都下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

東京都下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程(平成七年東京都下水道局管理規程第二号)の一部を次のように改正する。

第十一条の二第一項中「同じ。」の下に「又は東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例(平成三十年東京都条例第九十三号)第七条の二第二項の証明若しくは同条第一項の東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると知事が認めた地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップ関係の相手方であつて、同居し、かつ、生計を一にしているもの(以下単に「パートナーシップ関係の相手方」という。)」を加え、同条第二項及び第六項第四号中「配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加え、同条第十項中

「並びに」を「及び」に改め、「配偶者」の下に「若しくはパートナーシップ関係の相手方」を、「含む。以下同じ。」の下に「又は東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例(平成三十年東京都条例第九十三号)第七条の二第二項の証明若しくは同条第一項の東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると知事が認めた地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップ関係の相手方であつて、同居し、かつ、生計を一にしているもの(以下単に「パートナーシップ関係の相手方」という。)」を加え、「親族関係が消滅した」を「関係が配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方又は二親等内の親族でなくなった」に改め、「(当該職員の配偶者)」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加え、「第九項」を「前項」に改める。

第十一条の二の二第十項及び第十一条の第三十項中「親族関係が消滅した」を「関係が配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方又は二親等内の親族でなくなった」に改め、「配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加え、「第九項」を「前項」に改める。

第二十五条第三項中「の母親」を「を育てる当該職員の配偶者又はパートナーシップ関係の相手方」に改め、同条第四項及び第五項中「配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

第二十六条第一項中「男性」を削り、「配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加え、同条第三項中「配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

第二十六条の二第一項中「男性」を削り、「配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加え、同条第二項本文中「男性」を削り、「配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加え、同項ただし書中「男性」を削り、「その配偶者」の下に「若しくはパートナーシップ関係の相手方」を、「配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加え、同条第四項本文中「配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加え、同項ただし書中「配偶者」の下に「若しくはパートナーシップ関係の相手方」を加える。

第二十六条の三第一項中「配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を

加える。

第二十八条第一項中「する場合」の下に「又は東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例第七条の二第二項の証明若しくは同条第一項の東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると知事が認めた地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップ関係にある者と、同居し、かつ、生計を一にすることとなる場合（以下この条において「パートナーシップ関係となる場合」という。）を加え、「親族」を「関係者（別表第三に掲げる者に限る。以下同じ。）」に改め、同条第二項第一号中「場合」の下に「又はパートナーシップ関係となる場合」を加え、同項第二号中「親族（別表第三に掲げる親族に限る。）」を「関係者」に改める。

別表第三中

親
族
配偶者

を

関係者
配偶者又はパートナーシップ関係の相手方

に、

父母の配偶者又は配偶者の父母
子の配偶者又は配偶者の子
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父
母
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹
おじ又はおばの配偶者

を

父母の配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方又は配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方の父母
子の配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方又は配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方の子
祖父母の配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方又は配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方の祖父
兄弟姉妹の配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方又は配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方の兄弟姉妹

に改

おじ又はおばの配偶者又はパートナーシップ関係の相手方

める。

別記第一号様式中「配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加え、「請求に係る子又は要保護者」欄、「職員が配偶者で当該子の親である者の有無及び状況」欄、「要保護者の状態及び具体的な介護の内容」欄及び「請求に係る期間」欄を削る。

別記第二号様式中「配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加え、「親族関係が消滅した」と「関係が配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方又は二親等内の親族でなくなった」に改め、「消滅の」及び「届出の事由」欄を削る。別記第四号様式中「親族関係に変更があった」と「関係が配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方又は二親等内の親族でなくなった」に改める。

附則

- この規程は、令和四年十一月一日から施行する。
- この規程の施行の際、この規程による改正前の東京都下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程別記第一号様式、第二号様式及び第四号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

●東京都下水道局管理規程第三十九号

東京都下水道局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年十月十七日

東京都下水道局長 奥山 宏 二

東京都下水道局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

東京都下水道局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成二十七年東京都下水道局管理規程第七号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項中「配偶者」の下に「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」若しくは勤務時間規程第十一条の二第一項に規定するパートナースhip関係の相手方」を加える。

附 則

この規程は、令和四年十一月一日から施行する。

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定 価
本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む。)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

